



沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日
(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

告 示

- 家畜改良増殖法に基づく臨時種畜検査の実施（畜産課） 1
- 定期種畜検査の実施（畜産課） 1
- 漁船損害等補償法に基づく付保義務の同意の認定・3件（水産課） 2
- 公共測量の実施の通知・2件（道路管理課） 2
- 建築基準法に基づく道路の指定の廃止（南部土木事務所） 3

公 告

- 大規模小売店舗の変更の届出・2件（中小企業支援課） 3
- 大規模小売店舗立地法に基づく市町村等の意見・2件（中小企業支援課） 4
- 特定調達契約に係る随意契約の相手方の決定（沖縄県工業技術センター） 5
- 建設業者の許可の取消し（技術・建設業課） 5
- 開発行為に関する工事の完了・8件（南部土木事務所） 7
- 特定調達契約に係る落札者の決定（県立鏡が丘特別支援学校） 9

告 示

沖縄県告示第377号

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第4条第1項第2号の規定により、令和6年度臨時種畜検査を次のとおり実施する。

令和6年10月25日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

1 日時、場所等

区域	場所	期日
沖縄県北部家畜保健衛生所が所管する区域	検査対象種畜を現に飼養している場所	令和6年11月18日から同年12月20日まで
沖縄県中央家畜保健衛生所が所管する区域	検査対象種畜を現に飼養している場所	令和6年11月18日から同年12月20日まで
沖縄県宮古家畜保健衛生所が所管する区域	検査対象種畜を現に飼養している場所	令和6年11月18日から同年12月20日まで
沖縄県八重山家畜保健衛生所が所管する区域	検査対象種畜を現に飼養している場所	令和6年11月18日から同年12月20日まで

2 検査の対象となる種畜 牛、馬及び家畜人工授精所、家畜保健衛生所その他家畜人工授精を行うため独立行政法人家畜改良センター又は県が開設する施設において家畜人工授精の用に供される豚

沖縄県告示第378号

沖縄県種畜検査条例（昭和47年沖縄県条例第110号）第3条第1項の規定により、令和6年度定期種畜検査を次のとおり実施する。

令和6年10月25日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

1 日時、場所等

区域	場所	期日
沖縄県北部家畜保健衛生所が所管する区域	検査対象種畜を現に飼養している場所	令和6年11月18日から同年12月20日まで
沖縄県中央家畜保健衛生所が所管する区域	検査対象種畜を現に飼養している場所	令和6年11月18日から同年12月20日まで
沖縄県宮古家畜保健衛生所が所管する区域	検査対象種畜を現に飼養している場所	令和6年11月18日から同年12月20日まで
沖縄県八重山家畜保健衛生所が所管する区域	検査対象種畜を現に飼養している場所	令和6年11月18日から同年12月20日まで

2 検査の対象となる種畜 豚

沖縄県告示第379号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第3項の規定により、伊江加入区について普通損害保険契約の締結の同意があったものと認める。

令和6年10月25日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県告示第380号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第3項の規定により、石垣加入区について普通損害保険契約の締結の同意があったものと認める。

令和6年10月25日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県告示第381号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第3項の規定により、与那国加入区について普通損害保険契約の締結の同意があったものと認める。

令和6年10月25日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県告示第382号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、沖縄県中部土木事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和6年10月25日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 公共測量を実施する地域 沖縄市海邦町
- 2 公共測量を実施する期間 令和6年10月2日から令和7年2月28日まで
- 3 作業種類 公共測量（基準点測量）

沖縄県告示第383号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、うるま市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和6年10月25日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 公共測量を実施する地域 うるま市勝連津堅
- 2 公共測量を実施する期間 令和6年9月26日から令和7年3月18日まで
- 3 作業種類 公共測量（基準点測量及び水準測量）

沖縄県告示第384号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第2項の規定による道路の指定を次のとおり廃止した。

なお、関係図書は、沖縄県南部土木事務所において閲覧に供する。

令和6年10月25日

沖縄県南部土木事務所長 仲 嶺 智

- 1 廃止に係る道路の種類 建築基準法第42条第2項の規定による道路
- 2 廃止の年月日 令和6年9月24日
- 3 廃止に係る道路の位置 南城市佐敷字兼久親田原98番1の一部
- 4 廃止に係る道路の延長及び幅員
 - (1) 延長 20.76メートル
 - (2) 幅員 2.85メートル

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり変更の届出があった。

なお、関係書類は、令和6年10月25日から令和7年2月25日までの間、沖縄県商工労働部中小企業支援課及び那覇市経済観光部商工農水課において縦覧に供する。

令和6年10月25日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 アクロスプラザ古島駅前 那覇市銘苅1丁目19番1号
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 芙蓉総合リース株式会社 東京都千代田区麴町五丁目1番地1 代表取締役 織田寛明、大和ハウスリアルティマネジメント株式会社 東京都千代田区神田三崎町三丁目3番21号 代表取締役 伊藤光博
- 3 届出年月日 令和6年9月24日
- 4 変更した事項
 - (1) 大規模小売店舗の所在地
変更前 那覇市銘苅1丁目70番1ほか1筆
変更後 那覇市銘苅1丁目19番1号
 - (2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
変更前 次の表のとおり
変更後 次の表のとおり
（「次の表」は、省略し、沖縄県商工労働部中小企業支援課及び那覇市経済観光部商工農水課において縦覧に供する。）
- 5 変更の年月日
 - (1) 4(1) 平成29年5月19日
 - (2) 4(2) 令和6年3月13日
- 6 意見書の提出方法及び提出期限
 - (1) 大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保

持の見地から配慮すべき事項について意見を有する者は、知事に意見書を提出することができる。

- (2) 意見書は、縦覧期間満了の日までに、意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載して沖縄県商工労働部中小企業支援課に提出すること。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり変更の届出があった。

なお、関係書類は、令和6年10月25日から令和7年2月25日までの間、沖縄県商工労働部中小企業支援課及び那覇市経済観光部商工農水課において縦覧に供する。

令和6年10月25日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 ドン・キホーテ国際通り店 那覇市松尾2丁目8番19号
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 日本アセットマーケティング株式会社 東京都江戸川区北葛西四丁目14番1号 代表取締役 平田一馬
- 3 届出年月日 令和6年9月24日
- 4 変更した事項 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
変更前 次の表のとおり
変更後 次の表のとおり
（「次の表」は、省略し、沖縄県商工労働部中小企業支援課及び那覇市経済観光部商工農水課において縦覧に供する。）
- 5 変更の年月日 次の表のとおり
（「次の表」は、省略し、沖縄県商工労働部中小企業支援課及び那覇市経済観光部商工農水課において縦覧に供する。）
- 6 意見書の提出方法及び提出期限
 - (1) 大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地から配慮すべき事項について意見を有する者は、知事に意見書を提出することができる。
 - (2) 意見書は、縦覧期間満了の日までに、意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載して沖縄県商工労働部中小企業支援課に提出すること。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の届出に対する法第8条第1項及び第2項の規定による意見の概要について、同条第3項の規定により公告し、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

令和6年10月25日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 コジマ×ビックカメラ那覇店 那覇市宇安謝664番地5及び664番地9
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 フロンティア不動産投資法人 東京都中央区銀座六丁目8番7号 執行役員 市川俊英
- 3 法第8条第1項の規定による那覇市の意見の概要 意見なし
- 4 法第8条第2項の規定による意見の概要 意見書の提出なし
- 5 縦覧期間 令和6年10月25日から同年11月25日まで
- 6 縦覧場所 沖縄県商工労働部中小企業支援課

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の届出に対する法第8条第1項及び第2項の規定による意見の概要について、同条第3項の規定により公告し、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

令和6年10月25日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 (仮称) サンエー銘苅店 那覇市銘苅2丁目11番1
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 株式会社サンエー 宜野湾市大山七丁目2番10号 代表取締役 新城健太郎
- 3 法第8条第1項の規定による那覇市の意見の概要
計画している新店舗の所在地につきましては、周辺に学校や公園、商業施設等と多岐に渡る施設が立地していることもあり、本市としても渋滞対策等の検討が必要な地域となっている。
ついては、本計画に伴う新たな渋滞の発生も十分に懸念されるため、「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針」に記載されている駐車場の出入りに関する左折原則を順守し、来客の自動車が極力駐車施設へ右折入庫することとならないよう交通誘導員の設置等を徹底すること。そのほか、通行人の交通安全の確保や近隣への違法駐車を抑止するなど、必要に応じた交通整理員の検討も行うこと。
また、対応策の前提として調査・予測した結果と大きく乖離があり、対応が著しく不十分であった場合には再調査・再予測を行い、それに応じ、追加的な対応策を講ずるよう努めるものとし、年末や売り出しの時期、大規模小売店舗の開店時等来客や商品等の搬出入が特に頻繁になる時期においては、大規模小売店舗立地法に基づいて講ずることとした通常時の措置に加えて必要な措置を講ずるなど適切な対応を図ること。
なお、右折進入対策など前述の対応が不十分だった場合には、道路管理者として、車道に車線分離標を設ける場合があることも留意すること。
- 4 法第8条第2項の規定による意見の概要 意見書の提出なし
- 5 縦覧期間 令和6年10月25日から同年11月25日まで
- 6 縦覧場所 沖縄県商工労働部中小企業支援課

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定した。

令和6年10月25日

沖縄県工業技術センター所長 平 良 直 秀

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量 中央監視装置取替修繕業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地 沖縄県工業技術センター うるま市字州崎12番2
- 3 契約の相手方を決定した日 令和6年8月30日
- 4 契約の相手方の名称及び所在地 ヤシマ工業株式会社 代表取締役 仲田一郎 那覇市久米2丁目16番25号
- 5 契約金額 41,107,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 随意契約の理由 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第8号

建設業法(昭和24年法律第100号)第29条第1項の規定により、建設業者の許可を次のとおり取り消した。

令和6年10月25日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 (1) 処分をした年月日 令和6年5月2日
(2) 商号名 株式会社スケツト
(3) 代表者名 前泊誠輝
(4) 所在地 糸満市字真栄里335番地1
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-3)第14501号
(6) 処分の内容 許可した業種のうち塗装工事業に関する一般建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 令和6年5月2日付けで、建設業法第12条に基づき塗装工事業を廃止した旨の届出があった。
- 2 (1) 処分をした年月日 令和6年5月7日
(2) 商号名 海邦エレベーター工業有限会社

- (3) 代表者名 我謝牧子
(4) 所在地 沖縄市上地三丁目1番28号
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-1)第11537号
(6) 処分の内容 許可した業種のうち電気工事業に関する一般建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 令和6年5月7日付けで、建設業法第12条に基づき電気工事業を廃止した旨の届出があった。
- 3(1) 処分をした年月日 令和6年5月9日
(2) 商号名 株式会社丸石設備
(3) 代表者名 石原清正
(4) 所在地 浦添市西原三丁目4番14号
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-1)第1726号
(6) 処分の内容 許可した業種のうち消防施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 令和6年5月9日付けで、建設業法第12条に基づき消防施設工事業を廃止した旨の届出があった。
- 4(1) 処分をした年月日 令和6年5月9日
(2) 商号名 株式会社アドプロ
(3) 代表者名 徳永修一
(4) 所在地 宜野湾市大山二丁目1番6号
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-3)第10232号
(6) 処分の内容 許可した業種のうち土木工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 令和6年5月9日付けで、建設業法第12条に基づき土木工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があった。
- 5(1) 処分をした年月日 令和6年5月9日
(2) 商号名 有限会社寛和工務店
(3) 代表者名 宮城寛
(4) 所在地 沖縄市字知花143番地
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-1)第10684号
(6) 処分の内容 許可した業種のうち解体工事業に関する一般建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 令和6年5月9日付けで、建設業法第12条に基づき解体工事業を廃止した旨の届出があった。
- 6(1) 処分をした年月日 令和6年5月9日
(2) 商号名 有限会社三和商事
(3) 代表者名 仲村靖
(4) 所在地 うるま市字田場1836番地1
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-3)第11979号
(6) 処分の内容 許可した業種のうち電気工事業に関する一般建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 令和6年5月9日付けで、建設業法第12条に基づき電気工事業を廃止した旨の届出があった。
- 7(1) 処分をした年月日 令和6年5月10日
(2) 商号名 株式会社NSコーポレーション
(3) 代表者名 中根辰太郎
(4) 所在地 北谷町字桃原7番地の3コーポ浜1F
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-5)第14921号
(6) 処分の内容 許可した業種のうち大工工事業、左官工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、鉄筋工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業及び建具工事業に関する一般建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 令和6年5月10日付けで、建設業法第12条に基づき大工工事業、左官工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、

鉄筋工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業及び建具工事業を廃止した旨の届出があった。

- 8(1) 処分をした年月日 令和6年5月14日
(2) 商号名 有限会社よしもと設備
(3) 代表者名 嘉元哲郎
(4) 所在地 浦添市大平一丁目19番12号
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-2)第7575号
(6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 令和6年5月14日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 9(1) 処分をした年月日 令和6年5月14日
(2) 商号名 株式会社丸長重機
(3) 代表者名 翁長朝計
(4) 所在地 中城村字新垣498番地
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-2)第13944号
(6) 処分の内容 許可した業種のうち土木工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 令和6年5月14日付けで、建設業法第12条に基づき土木工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があった。
- 10(1) 処分をした年月日 令和6年5月15日
(2) 商号名 株式会社琉王
(3) 代表者名 福永高一八
(4) 所在地 浦添市伊祖二丁目2番2号201
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-5)第13521号
(6) 処分の内容 許可した業種のうち左官工事業、電気工事業、管工事業、鉄筋工事業、板金工事業、ガラス工事業、防水工事業、熱絶縁工事業及び建具工事業に関する一般建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 令和6年5月15日付けで、建設業法第12条に基づき左官工事業、電気工事業、管工事業、鉄筋工事業、板金工事業、ガラス工事業、防水工事業、熱絶縁工事業及び建具工事業を廃止した旨の届出があった。
- 11(1) 処分をした年月日 令和6年5月16日
(2) 商号名 有限会社真技建
(3) 代表者名 新里雪子
(4) 所在地 うるま市字栄野比848番地
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-1)第11583号
(6) 処分の内容 許可した業種のうち解体工事業に関する一般建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 令和6年5月16日付けで、建設業法第12条に基づき解体工事業を廃止した旨の届出があった。

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和6年10月25日

沖縄県南部土木事務所長 仲 嶺 智

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和4年7月22日 沖縄県指令南土第447号、令和6年8月22日 沖縄県指令南土第408号(変更)
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 八重瀬町字富盛島之前原547番6
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 那覇市首里寒川町1丁目81番地4玉城アパート202 赤嶺貴三
- 5 検査済証番号 令和6年8月29日 N第1619号

6 工事完了年月日 令和6年8月23日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和6年10月25日

沖縄県南部土木事務所長 仲 嶺 智

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和5年11月6日 沖縄県指令南土第560号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 糸満市字座波当原66番4
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 糸満市字潮平419番地の3 鳴海瑛二、糸満市字潮平419番地の3 鳴海美奈
- 5 検査済証番号 令和6年9月2日 N第1620号
- 6 工事完了年月日 令和6年8月15日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和6年10月25日

沖縄県南部土木事務所長 仲 嶺 智

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和5年6月19日 沖縄県指令南土第343号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 南風原町字山川真志久原283番3及び283番5
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 南風原町字喜屋武415番地イースト・エヌ・ツー101 比嘉エウデル、南風原町字喜屋武415番地イースト・エヌ・ツー101 比嘉由美子
- 5 検査済証番号 令和6年9月2日 N第1621号
- 6 工事完了年月日 令和6年8月19日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和6年10月25日

沖縄県南部土木事務所長 仲 嶺 智

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和5年6月26日 沖縄県指令南土第351号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 豊見城市字嘉数東原486番1
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 豊見城市字豊見城719番地K a n s V a l l e y 豊見城305 平川朝己、豊見城市字豊見城719番地K a n s V a l l e y 豊見城305 平川琴乃
- 5 検査済証番号 令和6年9月3日 N第1622号
- 6 工事完了年月日 令和6年8月20日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和6年10月25日

沖縄県南部土木事務所長 仲 嶺 智

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和5年7月14日 沖縄県指令南土第376号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 南風原町字山川真志久原283番2及び283番4
- 3 公共施設 なし

- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 南風原町字兼城392番地赤嶺産業マンション402 仲地司
- 5 検査済証番号 令和6年9月3日 N第1623号
- 6 工事完了年月日 令和6年8月19日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和6年10月25日

沖縄県南部土木事務所長 仲 嶺 智

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和5年8月22日 沖縄県指令南土第423号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 与那原町字与那原大見武原2578番7
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 与那原町字与那原2876番地ネクステージトウバル202 平良樹、与那原町字与那原2876番地ネクステージトウバル202 平良麻美
- 5 検査済証番号 令和6年9月6日 N第1624号
- 6 工事完了年月日 令和6年8月23日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和6年10月25日

沖縄県南部土木事務所長 仲 嶺 智

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和5年10月30日 沖縄県指令南土第549号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 糸満市字真栄里長増原651番6
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 糸満市字糸満2428番地の9 コモド101 久手堅勇也、糸満市字糸満2428番地の9 コモド101 久手堅和佳奈
- 5 検査済証番号 令和6年9月9日 N第1625号
- 6 工事完了年月日 令和6年8月28日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和6年10月25日

沖縄県南部土木事務所長 仲 嶺 智

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和5年10月23日 沖縄県指令南土第543号、令和6年9月13日 沖縄県指令南土第460号（変更）
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 八重瀬町字志多伯太田原296番25及び296番10
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 八重瀬町字東風平1206番地3 フォーエイ・いは201号室 砂川翔太郎
- 5 検査済証番号 令和6年9月18日 N第1626号
- 6 工事完了年月日 令和6年9月13日

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

令和6年10月25日

沖縄県立鏡が丘特別支援学校長 上 運 天 滋

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量 スクールバス（乗合乗用車） 一台

- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地 沖縄県立鏡が丘特別支援学校 浦添市当山三丁目2番7号
- 3 落札者を決定した日 令和6年9月5日
- 4 落札者の名称及び所在地 沖縄ふそう自動車株式会社 代表取締役 那覇正之 浦添市字港川495番地5
- 5 落札金額 39,804,270円
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日 令和6年8月23日

発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074	印刷所 有限会社 ドリーム印刷 〒901-0314 沖縄県糸満市字座波1065番地
---	--